

Z—70—F

消費税法 試験問題

〔注意事項〕

1. 試験官の「始め」の合図があるまで、試験問題の内容は絶対に見てはいけません。
2. この試験の解答時間は、「始め」の合図があってから正味2時間です。
3. 試験時間終了前に受験を終了すること(途中退室)は認めません。
4. 「やめ」の合図があったら直ちにやめてください。
5. 試験問題及び計算用紙は提出する必要はありません。
6. 答案の作成には、必ず黒又は青のインキ(ボールペンを含む。以下同じ。)を用いてください。
修正液又は修正テープの使用は認めます。鉛筆、赤のインキ、消せるボールペン等の修正可能な筆記具は用いてはいけません。
7. 答案用紙は無解答の場合も回収しますから、それぞれの答案用紙(第一問用及び第二問用)に受験地、受験番号を必ず記入してください。氏名その他符号等は一切記入してはいけません。
8. 解答は必ず答案用紙の所定の欄に明瞭に記載してください。
なお、答案用紙及び計算用紙の再交付、追加交付はしません。
9. 問題文に指示しているものを除き、令和2年4月3日現在の施行法令等によって出題されています。
10. 試験問題の内容についての質問にはお答えしません。
11. この問題のページ数は、「F1～F11」です。
12. 計算用紙は、答案用紙とともに配付します。

〔第一問〕 — 50 点—

問 1 消費税法第 30 条における課税仕入れ等に係る消費税額の控除(仕入税額控除)に関して、次の(1)から(3)までの各問に答えなさい。

- (1) 事業者が仕入税額控除を受けるためには、その課税仕入れ等に関する諸事項が記載された帳簿及び請求書等を保存することが要件とされている。その保存することが要件とされている請求書等のうち、事業者に対し課税資産の譲渡等(消費税法第 7 条に定める輸出免税等により消費税が免除されるものを除く。)を行う他の事業者が、当該課税資産の譲渡等につき当該事業者に交付する書類である場合の記載事項について述べなさい。

(注) 解答に当たって、消費税法施行令に規定する部分についても触れること。

- (2) 事業者が国内において行った課税仕入れのうち、国外事業者から受けた電気通信利用役務の提供(事業者向け電気通信利用役務の提供を除く。)に係る仕入税額控除について述べなさい。また、この仕入税額控除を受ける場合において保存することが要件とされている帳簿及び請求書等の記載事項について述べなさい。

- (3) 課税仕入れ等に関する諸事項が記載された帳簿及び請求書等を保存している場合であっても、消費税法において仕入税額控除を受けるための規定が適用されない場合について述べなさい。

(注) 解答に当たって、消費税法施行規則に規定する部分について触れる必要はない。

問 2 次の(1)から(3)までの各問に答えなさい。なお、解答に当たっては、適宜算式等を用いることとして差し支えない。

- (1) 課税事業者である A は、法人 X との間で中古建物の売買契約を締結し、当課税期間において譲渡対価を収受して当該建物を引き渡した。また、当該売買契約において、当該建物に係る固定資産税の未経過分に相当する金額については、買主である X が負担することとしており、A は建物の譲渡対価とは別に当該固定資産税の未経過相当額を収受した。

この場合の A が行う建物の譲渡について、消費税法令上の適用関係を述べなさい。

(注) 解答に当たっては、課税資産の譲渡等の対価の額の意義についても触れること。

- (2) 課税事業者である B は、紅茶とティーカップを仕入れ、パッケージングしてセット商品として税抜価額 10,000 円で販売しようと考えている。また、これらの仕入価格は、紅茶が 5,480 円(税込み)、ティーカップが 2,480 円(税込み)となっている。

このセット商品の販売に係る消費税の適用税率について、消費税法令上の適用関係を述べなさい。

(注) 解答に当たっては、所得税法等の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 15 号)附則第 34 条第 1 項第 1 号に規定する「飲食料品」の意義、消費税法施行令等の一部を改正する政令(平成 28 年政令第 148 号)附則第 2 条第 1 号に規定する「一体資産」の意義についても触れること。

(3) 課税事業者であるCは、米を生産して販売している農家であり、消費税法第37条第1項に規定する届出書を提出し、中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例(簡易課税制度)を適用して申告している。また、米は食用のほか、一部は飼料用としても販売している。

この簡易課税制度による申告に当たって、消費税法令上の適用関係を述べなさい。

〔第二問〕 — 50 点 —

問1 株式会社甲(以下「甲社」という。)は、製造用機械の部品の製造販売及び自動車修理業を営む法人である。甲社における令和2年4月1日から令和3年3月31日までの課税期間(以下「当課税期間」という。)における取引の状況等は、次の【資料】のとおりである。

これに基づき、甲社の当課税期間における確定申告により納付すべき消費税額(以下「納付税額」という。)又は還付を受けるべき消費税額(以下「還付税額」という。)について、その計算過程(内容を明示し、判断を要する部分については、その理由を含む。)を示して計算しなさい。

解答は、答案用紙の所定の箇所に記入し、個別に指示されている場合はその指示に従うこと。

なお、計算に当たっては、次の事項を前提とすること。

1. 会計帳簿における経理については、すべて消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)を含んだ金額により経理(以下「税込経理」という。)している。
2. 取引等は、特に断りのある場合を除き、
 - ・ 国内において行われたものとする。
 - ・ 他の者から受けた元年輕減対象資産の譲渡等(所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第34条第1項に規定する元年輕減対象資産の譲渡等をいう。以下「軽減税率対象品目の仕入れ」という。)は無いものとする。
 - ・ 収入及び支出において消費税率等の経過措置により旧税率が適用される取引は無いものとする。
3. 納付税額又は還付税額の計算に当たって、消費税法の規定に基づき適用される計算方法が2以上ある事項については、それぞれの計算方法による計算結果を示し、納付税額が最も少なくなる、又は、還付税額が最も多くなる方法を採用するものとする。

4. 当課税期間中の中間申告により納付すべき消費税額は、租税公課として経理されている。

なお、当課税期間中の中間申告に当たっては、消費税法第43条(仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等)の規定を適用した仮決算による中間申告書の提出はしていない。

5. 甲社は、前課税期間まで継続して消費税の納税義務者であり、また、課税売上割合が95%未満となる場合の課税期間及び課税売上高が5億円を超える課税期間については、個別対応方式(消費税法第30条第2項第1号に規定する計算方法)により仕入れに係る消費税額の計算を行っている。

なお、前々課税期間(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)及び前課税期間(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)の各課税期間における課税売上高は5億円を超えている。

6. 甲社は、設立以来「消費税課税事業者選択届出書」(消費税法第9条第4項に規定する届出書)、「消費税簡易課税制度選択届出書」(消費税法第37条第1項に規定する届出書)を提出したことはない。

7. 当課税期間において、個別対応方式を適用するための課税仕入れ等の区分は正しく行われており、消費税法第30条第3項第2号に規定する「課税売上割合に準ずる割合」の承認は受けていない。

なお、課税仕入れ及び保税地域からの引取りに係る課税貨物について、課税資産の譲渡等のみ要するもの、課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等(以下「その他の資産の譲渡等」という。)にのみ要するもの及び課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの(以下「共通課税仕入れ」という。)の区分については、特に記載があるものを除き、資産の譲渡等との対応関係が明確であるものは、課税資産の譲渡等のみ要するもの又はその他の資産の譲渡等のみ要するものとし、これら以外のは共通課税仕入れとする。

8. 当課税期間中において行った課税仕入れ等については、その事実を明らかにした帳簿及び請求書等が、また、輸出取引等については、その証明書類が、それぞれ法令に従って適正に保存されている。

【資料】

(1) 甲社は、部品製造販売部門として国内工場とタイ王国にある自社工場(以下「タイ工場」という。)において、製造用機械の部品を製造し事業者へ販売している。また、自動車修理部門として国内修理工場において車両の整備及び修理を行っている。この国内修理工場では、顧客より依頼を受けて預かった自動車を、身体障害者用として特殊な性状、構造又は機能を有する自動車(以下「身体障害者用自動車」という。)へ改造(消費税法施行令第14条の4の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理に該当する。)を行っており、あわせて自ら自動車を仕入れて改造を行った身体障害者用自動車を販売している。

なお、この身体障害者用自動車へ改造するための部品は、すべて国内の部品メーカーから購入しており、自社の国内工場及びタイ工場においては製造していない。

(2) 甲社の前課税期間(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)に係る確定申告書の提出(期限内申告)により、確定した消費税額(当課税期間における中間申告により納付すべき消費税額の計算の基礎となる消費税額)は5,898,000円である。

(3) 甲社の当課税期間の損益計算書及び製造原価報告書の内容は、次のとおりである。

損 益 計 算 書		(単位：円)
自令和2年4月1日 至令和3年3月31日		
I 売	上 高	673,789,000
	総 売 上 高	674,500,000
	売 上 値 引	711,000
II 売	上 原 価	540,232,000
	期首製品棚卸高	51,850,000
	当期製品製造原価	534,822,000
	製品輸入諸掛費	6,220,000
	合 計	592,892,000
	期末製品棚卸高	52,660,000
	売 上 総 利 益	133,557,000

Ⅲ 販売費及び一般管理費		121,175,000
福利厚生費	2,800,000	
広告宣伝費	3,610,000	
旅費交通費	1,156,000	
新聞図書費	54,432	
その他の販売費及び一般管理費	113,554,568	
営業利益		12,382,000
Ⅳ 営業外収益		43,510
受取利息	43,510	
Ⅴ 営業外費用		1,933,700
支払利息	993,000	
貸倒損失	579,000	
仮想通貨売却損	361,700	
経常利益		10,491,810
Ⅵ 特別損失		100,000
固定資産売却損	100,000	
税引前当期純利益		10,391,810

製造原価報告書 (単位：円)

自令和2年4月1日 至令和3年3月31日

【材料費】		391,482,000
期首材料棚卸高	22,800,000	
当期材料仕入高	394,639,000	
材料値引	1,417,000	
小計	416,022,000	
期末材料棚卸高	24,540,000	
【労務費】		76,710,000
【経費】		66,200,000
外注加工賃	51,000,000	
その他の経費	15,200,000	
当期総製造費用		534,392,000
【期首仕掛品原価】		14,250,000
【期末仕掛品原価】		13,820,000
当期製品製造原価		534,822,000

【損益計算書に関する付記事項】

イ 「総売上高」の内訳は、次のとおりである。

- A 部品製造販売部門に係る売上高 584,000,000 円
上記金額には、次のものが含まれているが、これ以外はすべて国内における課税資産の譲渡等の対価の額に該当する。
- a 国内工場において製造した製品の国外事業者への輸出売上高 92,047,000 円
b タイ工場において製造した製品の国外売上高 35,820,000 円
c タイ工場において製造した製品を国内の保税地域に搬入した後、通関手続きを経ずに国外の事業者へ販売したことによる売上高 5,112,000 円
d タイ工場において製造した製品を国内の保税地域に搬入した後、通関手続きを経た上で国内の取引先に販売したことによる売上高 72,754,000 円
- B 自動車修理部門に係る売上高 90,500,000 円
上記金額の内訳は、次のとおりである。

- a 国内の事業者及び消費者から依頼を受けて行った自動車の修理に係る売上高 47,621,000 円
上記金額は、国内修理工場における車両の整備及び修理に係るもので、身体障害者用自動車に係るものは含まれていない。
- b 国内の事業者から依頼を受けて預かった自動車を、身体障害者用自動車へ改造した請負業務に係る売上高 11,329,000 円
c 国内で甲が仕入れた自動車を身体障害者用自動車へ改造し、国内の事業者へ販売した売上高 24,170,000 円
d 国内で甲が仕入れた自動車を身体障害者用自動車へ改造し、タイ工場に移送してタイ工場から国外の取引先に販売したことによる売上高 7,380,000 円
なお、この移送のために輸出した自動車の輸出時のFOB価格は4,530,000円である。

ロ 「売上値引」の内訳は、次のとおりである。

- A 上記イAaの売上高に係るもの 331,000 円
B 上記イAdの売上高に係るもの 180,000 円
C 上記イBdの売上高に係るもの 200,000 円

ハ 「製品輸入諸掛費」は、上記イAdの製品輸入に係る費用であり、その内訳は次のとおりである。

- A 外国貨物に係る保税地域内の運送料及び保管料 4,187,200 円
B 国内の通関業者に支払った通関手続きのための代行手数料 272,800 円
なお、上記金額はすべて課税仕入れに該当する。
- C 引取りに際して税関に納付した消費税 1,760,000 円
上記金額は、製品を引き取った際に税関に納付した消費税額1,372,800円と地方消費税額387,200円の合計額である。

ニ 「福利厚生費」の内訳は、次のとおりである。

- | | |
|-------------------------------------|-------------|
| A 従業員の福利厚生のため法人会員となった国内のスポーツクラブの年会費 | 1,260,000 円 |
| B 国内の従業員の慶弔に際して現金にて支給した慶弔金 | 100,000 円 |
| C 国内の従業員の慰安のための国内旅行費用 | 1,440,000 円 |

上記金額は、旅行会社に支払った 1,430,000 円(この金額には、ホテルのサービス料 86,000 円と入湯税 4,800 円が含まれている。)と、宴会時に仲居に支払った心付け 10,000 円の合計額である。

ホ 「広告宣伝費」の内訳は、次のとおりである。

- | | |
|--|-------------|
| A 国内で発行している就職情報誌への広告掲載料 | 970,000 円 |
| B 国内で行われた国際的な福祉機器展に自社の身体障害者用自動車を出展した費用 | 2,100,000 円 |
| C 国内で発行している業界誌へ掲載した製造機械部品の広告料 | 540,000 円 |

ヘ 「旅費交通費」の内訳は、次のとおりである。

- | | |
|--|-----------|
| A 国内の旅行会社に支払った国内航空運賃 | 251,000 円 |
| B 国内の旅行会社に支払った国際航空運賃 | 867,000 円 |
| C 令和 2 年 3 月 26 日に購入した、令和 2 年 4 月 29 日分の国内航空運賃について、前年では前払費用として計上していたものを、当期において旅費交通費に振り替えた額 | 38,000 円 |

ト 「新聞図書費」は、毎日発行する経済新聞の定期購読契約に基づく購読料で、毎月月末に当月分を支払った額の合計額一年分である。

チ 「その他の販売費及び一般管理費」のうち、課税仕入れに該当する金額は 13,600,000 円(この金額には、軽減税率対象品目の仕入れ 97,200 円が含まれている。)であり、すべて共通課税仕入れに該当する。

リ 「受取利息」は、全額国内銀行の預金利息である。

ヌ 「貸倒損失」は、部品製造販売部門における売上高で、平成 31 年 2 月に国内の事業者に販売した製品売上高に係る売掛金 344,000 円と、令和 2 年 6 月に国内の事業者に販売した製品売上高 235,000 円が当期において貸倒れとなったものである。

ル 「仮想通貨売却損」は、帳簿価額 10,000,000 円の仮想通貨(資金決済に関する法律第 2 条第 5 項に規定する仮想通貨に該当する。)を 9,800,000 円で売却した際の売却損及び国内の仮想通貨交換業者に対する売却手数料 161,700 円を合わせて計上したものである。

ロ 「固定資産売却損」は、国内工場において使用していた機械が老朽化したことにより当課税期間末日に 400,000 円で売却したことによるものである。

また、これに伴い新たに国内工場で使用する部品製造用機械 X を当課税期間末に 4,850,000 円で購入しているが、当課税期間末日現在において稼働していない。

【製造原価報告書に関する付記事項】

ワ 「当期材料仕入高」の内訳は、次のとおりである。

- A 国内工場における機械部品の製造のために国内の部品メーカーから仕入れたもの
278,772,000 円
- B タイ工場における製品の製造のために、タイ王国において仕入れたもの 88,932,000 円
- C 国内修理工場において、預かった自動車(身体障害者用自動車は含まれない。)の整備及び修繕のために、国内の部品メーカーから仕入れたもの 15,505,000 円
- D 国内修理工場において、預かった自動車を身体障害者用自動車へ改造するため、国内の部品メーカーから仕入れたもの 5,230,000 円
- E 上記イBcに係るもので、国内で甲社が購入した自動車を身体障害者用自動車へ改造するために、国内の自動車メーカーと部品メーカーから仕入れたもの 3,200,000 円
- F 上記イBdに係るもので、国内で甲社が購入した自動車を身体障害者用自動車へ改造するために、国内の自動車メーカーと部品メーカーから仕入れたもの 3,000,000 円

カ 「材料値引」は、すべて上記ワAの仕入高に係るものである。

コ 「労務費」は、国内工場と国内修理工場の従業員に対するもの 60,086,000 円(この金額には、通勤手当の支給額 416,000 円が含まれており、すべて通勤のために通常必要とする範囲のものである。)及びタイ工場の現地従業員に対するもの 16,624,000 円(この金額には、通勤手当の支給額 104,000 円が含まれており、すべて通勤のために通常必要とする範囲のものである。)の合計額である。

ク 「外注加工賃」は、すべて国内工場における機械部品の製造に係るものであり、国内の事業者に対するものである。

ケ 「その他の経費」のうち、国内における課税仕入れに該当するものは 11,258,000 円(この金額には、軽減税率対象品目の仕入れ 54,000 円が含まれている。)であり、すべて共通課税仕入れに該当する。

(4) 甲社の固定資産の取得状況(一部抜粋)は次のとおりであり、いずれも当課税期間の末日において保有している。

(単位：円)

用途名称	取得年月日	取得価額	備考
部品製造用機械X	令和3年3月28日	4,850,000	注1
部品製造用機械Y	令和2年5月10日	7,000,000	注2
切削工具	平成31年4月5日	1,640,000	注3

(注1) 上記(3)ヲ参照

(注2) タイ工場に設置したものであり、取得価額の内訳は、国内において購入しタイ工場に移送した機械本体の購入価額 5,400,000 円、タイ工場に機械Yを導入して製造ラインを新設するために国内のコンサルティング会社に支払った指導料 804,600 円、及び現地業者に支払った機械設置費用 795,400 円の合計額である。

なお、移送した機械の輸出時のF O B価格は 5,650,000 円である。

(注3) 取得後、国内工場において製造用機械の部品製造用に使用してきたが、令和2年8月1日に修理工場へ移動し、身体障害者用自動車の改造専用に変更した。

問2 株式会社X(以下「X社」という。)は、電気工事業を営んでいる法人であり、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの課税期間(以下「当課税期間」という。)における取引の状況等は、次の【資料】のとおりである。

これに基づき、Ⅰ.当課税期間の納税義務を判定した上で、Ⅱ.当課税期間の確定申告により納付すべき消費税額の計算における、消費税法第37条第1項に規定する中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例(以下「簡易課税制度」という。)の適用の有無を判定しなさい。

ただし、納税義務の有無の判定に当たって判定方法が2つ以上ある場合には、それぞれの判定結果を示し、納税義務の有無の判定に当たって選択可能な事項については、その納税義務が免除されるように選択して判定を行うものとする。

また、Ⅲ.当課税期間中に行った課税資産の譲渡等について、消費税法施行令第57条第5項第1号から第6号の各号に掲げる第一種事業から第六種事業の事業区分ごとの金額を求めなさい。

なお、事業区分ごとの金額は消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)を含んだ金額を記載することとし、計算に当たっては、次の事項を前提とすること。

- (1) 会計帳簿における経理については、すべて消費税等を含んだ金額により経理(以下「税込経理」という。)している。
- (2) 取引等は、特に断りのある場合を除き、国内において行われたものとする。
- (3) X社は、令和元年10月末に当課税期間を適用開始課税期間とする「消費税簡易課税制度選択届出書」(消費税法第37条第1項に規定する届出書)を提出している。また、これまでに「消費税課税事業者選択届出書」(消費税法第9条第4項に規定する届出書)を提出したことはない。
- (4) X社は、これまで消費税法第2条第1項第16号に規定する調整対象固定資産や、消費税法第12条の4に規定する高額特定資産を取得したことはない。

【資料】

イ X社は、平成31年1月1日に代表者である個人事業者Sが営んでいた電気工事業を、法人成りして資本金8,000,000円で設立された法人であり、毎年4月1日から3月31日までを事業年度としている。

ロ X社は、令和元年9月1日に、同業で電気工事業を営む傍ら通信機器販売及び据付工事と防犯カメラの販売も行うY株式会社(以下「Y社」という。)を吸収合併し、資本金が10,000,000円となっている。

ハ X社及びY社の前事業年度以前の取引状況等は、次のとおりである。

X社(合併法人)

(単位：円)

取引の状況	自平成31年1月1日 至平成31年3月31日 (前々事業年度)	自平成31年4月1日 至令和2年3月31日 (前事業年度)
I 資産の譲渡等の金額	2,431,200	32,271,000
Iのうち非課税取引に係るもの	120	360

(注1) 前事業年度の資産の譲渡等の金額の内訳は、次のとおりである。

- A 平成31年4月1日から令和元年8月31日までの期間に係るもの 8,247,815円
 B 令和元年9月1日から令和元年9月30日までの期間に係るもの 1,781,530円
 C 令和元年10月1日から令和2年3月31日までの期間に係るもの 22,241,655円
 なお、非課税取引に係る360円のうち、160円は上記Aの期間、200円は上記Bの期間に係るものである。

(注2) 前事業年度開始の日以後6月の期間に支払った給与等の金額は10,100,000円である。
 Y社(被合併法人)

(単位：円)

取引の状況	自平成28年7月1日 至平成29年6月30日	自平成29年7月1日 至平成30年6月30日
I 資産の譲渡等の金額	48,210,000	50,880,000
Iのうち非課税取引に係るもの	1,150	1,180

取引の状況	自平成30年7月1日 至令和元年6月30日	自令和元年7月1日 至令和元年8月31日
I 資産の譲渡等の金額	49,110,000	8,460,000
Iのうち非課税取引に係るもの	1,110	100

(注) Y社は、最終事業年度(令和元年7月1日から令和元年8月31日まで)まで継続して課税事業者であり、会計帳簿における経理についてはすべて税込経理している。

ニ X社の当課税期間の取引等の状況は、次のとおりであり、この他に解答に当たって考慮すべき資産の譲渡等の金額はない。

A 電気工事に係る取引

- a X社が、原材料等を自ら調達して行った工事の売上高 42,418,000円
 上記金額の内訳は、次のとおりである。
 ① 事業者に対する売上高 31,728,000円
 ② 消費者に対する売上高 10,690,000円
 b 元請会社からすべての原材料の無償支給を受けて行った工事の売上高 26,585,000円
 上記金額は、X社が、元請会社である株式会社Z(以下「Z社」という。)から受注した請負工事に係るもので、当該工事に必要な原材料のすべてをZ社から無償支給されている。請負工事ごとの売上高の内訳は、次のとおりである。
 ① 新築分譲マンションの建設工事に係る売上高 25,235,000円
 ② 戸建住宅建設工事に係る売上高 1,350,000円

上記金額は、X社が受注し請け負った工事であるが、他の工事と工期が重なったため、下請業者に丸投げして行った工事に係るものである。

c 同業他社の工事の応援に係る売上高 1,000,000 円

上記金額は、同業のW株式会社が行う工事現場において人員不足が発生したためX社に応援要請があり、X社従業員が当該工事現場へ行って工事を行ったことによる売上高である。

B 通信機器の据付工事及び防犯カメラの販売に係る取引

a 通信機器据付工事の売上高 7,521,000 円

上記金額は、メーカーより仕入れた通信機器の据付工事で、すべて一般消費者に対するものである。受注に当たっては、契約書において通信機器の販売と据付工事を明確に区分し、通信機器の販売代金と据付工事料を区分して請求している。上記金額のうち、据付工事料に係るものは 2,363,400 円、通信機器の販売代金は 5,157,600 円である。

b 通信機器の販売売上高 4,000,000 円

上記金額は、メーカーより仕入れた通信機器をそのままの状態の販売した金額であり、その内訳は、次のとおりである。

① 事業者に対する売上高 1,827,000 円

② 消費者に対する売上高 2,173,000 円

上記金額のうち 51,840 円は、X社の従業員Bに対して、通常販売価額の 6 割引(仕入金額 77,760 円、通常販売価額 129,600 円)で販売を行ったことによるものである。

c 防犯カメラの販売に係る売上高 3,560,000 円

上記金額は、メーカーから仕入れた防犯カメラの販売にかかるものであるが、サービスで設置工事も合わせて行っている。受注に当たっては、防犯カメラの販売と設置工事とを区分していない。

なお、上記金額について、事業者に対する売上高と消費者に対する売上高は区分していない。

C その他の取引

a 加工屑の売却による収入 630,000 円

上記金額は、電気工事の過程で生じた電線などの加工屑を売却した金額であるが、すべて上記A b①に係るもので、元請会社から工事終了後に残った加工屑を無償で譲り受けたものを売却したものである。

b 業務用車両の売却収入 850,000 円

上記金額は、当課税期間中にこれまで使用してきたトラックを売却したものである。